

中空知広域水道企業団

指定給水装置工事事業者指定申請提出書類

※中空知広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程（平成 18 年管理規程第 7 号）

1. 提出書類

- (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書（規程第 4 条）
- (2) 機械器具調書（規程第 4 条別表）
- (3) 誓約書（規程第 4 条）
- (4) 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（規程第 12 条）
※日付は指定日より 14 日以内に提出となるので空欄とする。
※給水装置工事主任技術者免状又は給水装置主任技術者証の写しを添付
- (5) 会社定款又は寄付行為の写し
※現行の定款等である旨の証明をしてください。
- (6) 会社登記簿の謄本又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
※申請日前 1 ヶ月以内に発行されたもの
- (7) 事業運営に関する確認書（水道法第 25 条の 8 及び同法施行規則第 36 条）

※ 提出書類は A 4 版を基本とします。

宛名は「中空知広域水道企業団 企業長 前田 康吉」です。

2. 指定手数料（中空知広域水道企業団水道事業給水条例第 33 条第 1 項別表第 3）

新規指定 10,000 円（更新指定 8,000 円）

申請書提出時に納入通知書を発行しますので、当企業団が指定する金融機関でお支払いください。（申請受付担当で領収確認後申請書受理となります。）

3. 指定の通知と告示

申請の日からおおむね 3 週間程度で指定の可否を決定し、申請者へ通知するとともに、中空知広域水道企業団指定給水装置工事事業者となった旨を告示します。（ホームページでも公表となります。）

※なお、「事業運営に関する確認書」において非公表とした項目は、ホームページでは公表いたしません。

4. 提出先

中空知広域水道企業団企業局工務課（電話 0125-53-3840）

(表 面)

様式第1 (第4条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

中空知広域水道企業団

企業長 前田 康吉 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日

※郵便番号、電話番号、FAX番号、E-MAIL及びこの申請に関する担当者も併せて記入して下さい。

申請者 氏名又は名称 株式会社〇〇設備

住所 〒073-0085

〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

代表者氏名 代表取締役 水道 一郎

電話番号 0125-53-3840 FAX 0125-53-3830

E-MAIL nakasui@yahoo.ne.jp

(この申請に関する担当者 総務課 水道 次郎)

※代表者印の押印は、要しない。

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

| 役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名 | |
|--------------------------------|------------------------|
| フリガナ 氏 名 | フリガナ 氏 名 |
| 代表取締役 スイドウ イチロウ 水道 一郎 | 監査役 コウイキ サブロウ 広域 三郎 |
| 取締役 スイドウ ハナコ 水道 花子 | |
| 取締役 ナカソラチ ジロウ 中空知 次郎 | |
| 事業の範囲 | 給水装置工事事業 |
| 機械器具の名称、性能及び数 | 別表のと |

※登記簿等のおり、全員の氏名を記入してください。

※個人の場合は代表者氏名を記入してください。

※定款・登記簿等に記載されている「目的」のうち、給水装置工事事業に該当するものを記入してください。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

(裏 面)

| | |
|--------------------------------|--------------------|
| 当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称 | 株式会社〇〇設備 |
| 上記事業所の所在地 | 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 |
| 上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 |
| タキカワ シロウ 滝川 四郎 | 1 2 3 4 5 6 |
| スナガワ ゴロウ 砂川 五郎 | 7 8 9 0 |
| ウタシナイ ロクロウ 歌志内 六郎 ※兼任 | 6 5 4 3 2 1 |

| | |
|--------------------------------|--------------------|
| 当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称 | 株式会社〇〇設備 〇〇営業所 |
| 上記事業所の所在地 | 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 |
| 上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 |
| ウタシナイ ロクロウ 歌志内 六郎 ※兼任 | 6 5 4 3 2 1 |
| ナイエ シチロウ 奈井江 七郎 | 0 9 8 7 |

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

※ (兼任の原則禁止)

給水装置工事主任技術者を選任する際は、1つの事業所で選任されている給水装置工事主任技術者を同時に他の事業所の選任としないようにしなければなりません。ただし、事業所を兼任しても職務に特に支障がなければ複数の事業所について一人の給水装置工事主任技術者を選任することも可能です。兼任可能かどうかの判断は原則として選任する者が行いますが、中空知広域水道企業団が指導する場合があります。

別表(第4条関係)

機 械 器 具 調 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

| 種 別 | 名 称 | 型式・性能 | 数 量 | 備 考 |
|----------------|----------|---------------|-----|-----|
| 管の切断用の 機械器具 | 金きりのこ | A B C - 1 2 3 | 2 | |
| | シャーパー | | 1 | |
| | エンジンカッター | | 1 | |
| | パイプカッター | | 1 | |
| 管の加工用の 機械器具 | やすり | D E - 4 5 | 2 | |
| | パイプねじ切り器 | | 1 | |
| 接合用の機械器具 | トーチランプ | F 6 7 8 | 1 | |
| | パイプレンチ | G H 9 | 1 | |
| 水圧テストポンプ | 水圧テストポンプ | L J K 0 0 1 | 1 | |

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（第4条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者

氏名又は名称 株式会社〇〇設備

住所 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

代表者氏名 代表取締役 水道 一郎

※代表者印の押印は、要しない。

中空知広域水道企業団

企業長 前 田 康 吉 様

（備考） この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第3 (第12条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

中空知広域水道企業団
企業長 前田 康吉 様

※「選任」又は「解任」どちらかを丸で囲んでください。

令和〇〇年〇〇月〇

※代表者印の押印は、要しない。

届出者住所 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
氏名 株式会社〇〇設備
代表取締役 水道 一郎

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
届出をします。

選任
解任

| | | |
|--|--------------------|-----------|
| 給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 | 株式会社〇〇設備 | |
| 上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 | 選任・解任の年月日 |
| <p>※氏名にフリガナを記入してください。</p> <p>タキカワ シロウ 滝川 四郎</p> <p>スナガワ ゴロウ 砂川 五郎</p> <p>ウタシナイ ロクロウ 歌志内 六郎</p> | 1 2 3 4 5 6 | 令和△年△月△日 |
| | 7 8 9 0 | 令和△年△月△日 |
| | 6 5 4 3 2 1 | 令和△年△月△日 |

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

※指定更新時は記載不要。

※選任の場合「給水装置工事主任技術者免状」又は「給水装置工事主任技術者証(表裏)」の写しを添付してください。

※解任の場合の添付書類はありませんが、事業所内に選任の主任技術者が欠けるに至った時は、当該事由が発生した日から2週間以内に新たに主任技術者を選任するか、新たに選任できない場合には、「指定給水装置工事業業者休止・廃止・再開届出書」により、廃止・休止の手続きを行ってください。

指定給水装置工事事業者の事業運営に関する確認書

届出先 中空知広域水道企業団企業長

住所 〒073-0085
 ○○市○○町○○丁目○○地
 氏名又は名称 株式会社○○設備
 代表者氏名 代表取締役 水道 一郎

※代表者印の押印
 は、要しない。

※公表の可、不可に関わらず、全ての項目に記入をお願いします。なお、(公表：可 不可)のどちらかを選択し○で囲んでください。

① 中空知広域水道企業団（水道事業者等の連携による広域開催も含む）が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）(公表：可 不可)

| | |
|-------------------------------------|-----|
| 受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。） | |
| 令和6年2月13日 | 未受講 |
| (未受講の場合、その理由) ※ 理由を記載してください。 | |

日本水道協会道央地区協議会による指定給水装置工事事業者講習会を受講していれば、受講実績となります。

② 指定給水装置工事事業者の業務内容

| |
|---|
| (1) 休業日、営業時間 (公表：可 不可) |
| (休業日は該当部に○をつけて下さい。また営業時間及び修繕対応時間は「何時～何時」と記載してください。) |
| 休業日： 月 火 水 木 金 土 日 年末年始 祝日 ゴールデンウィーク お盆休 |
| 営業時間： 8:00 ~ 18:00 |
| 修繕対応時間： 9:00 ~ 17:30 |
| (2) 漏水等修繕対応の可否 (公表：可 不可) |
| (該当の□に✓してください。その他詳細な内容を記入することも可能です。) |
| <input checked="" type="checkbox"/> 屋内給水装置の修繕 <input checked="" type="checkbox"/> 埋設部の修繕 |
| <input checked="" type="checkbox"/> その他（凍結修繕） |
| (3) 対応工事種別（新設・改造等） (公表：可 不可) |
| (該当の□に✓してください。) |
| ① 配水管からの分岐 ~ 水道メーター (<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造等) |
| ② 水道メーター ~ 宅内給水装置 (<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造等) |
| (4) その他 (公表：可 不可) |
| ・緊急連絡先 携帯番号090-5555-6666 |

公表不可の場合でも該当箇所に✓してください。

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに中空知広域水道企業団企業長にその旨を届け出るようお願いします。

③ 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

| 受講者名 (※受講者名は公表しません) | 研修会名、実施団体 | 受講年月日 |
|--|------------------|-----------|
| 滝川 四郎 | 給水工事振興財団 e-ラーニング | 令和3年7月20日 |
| 砂川 五郎 | 自社内研修 ○○に関する業務研修 | 令和3年8月10日 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 上記内容の公表の可否 (公表する事項は、受講の有無を公表します。なお、ホームページ等への掲載を含みます。) | | |
| (公表： <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可) | | |

e-ラーニング、現地研修会で実施した場合、修了証や修了年月日が明示されたもの（主任技術者証）の写しなどで確認可能

自社内研修の場合は申し出のみとし、別途証明の書類や受講の事実を証明する押印は求めない。

公表可の場合は、公表を可能としていることから掲載する

- ・外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
- ・自社内研修については、研修内容を記載してください。
- ・受講者名は、公表の対象ではありません。
- ・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

水道法施行規則
 第36条 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)
 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

工事を施行しない場合はチェック欄に✓点

【様式3】

④ 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要
(上記に該当する場合は□に✓してください。)

※過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

| 技能を有する者の 氏名 (公表対象外) | 配水管への分水栓の取付・ せん孔、給水管の接合、い ずれの経験も有している か (○×を記入) | 資格等を有しているか (○×を記入) | | 工事 年度 |
|---------------------------|--|--------------------|------------|----------|
| | | | 保有している資格等※ | |
| 歌志内 六郎 | ○ | ○ | 講習会修了者 | R05 |
| 奈井江 七郎 | ○ | ○ | 技能者認定 | R05 |
| 江部乙 一郎 | ○ | ○ | 配管技能士 | R05 |
| 富平 三郎 | ○ | × | | R05 |

上記内容の公表の可否
(公表する事項は、適切に作業を行うことができる技能を有する者の有無を公表します。なお、ホームページ等への掲載を含みます。)

(公表： 可 不可)

不可の場合は、非公表を希望として掲載しない。

※以下に示す保有資格等(下線網掛け部)を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
 - ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
 - ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
 - ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)
- ・資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。
 - ・「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。
 - ・技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。
 - ・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

水道法施行規則

第36条 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。